

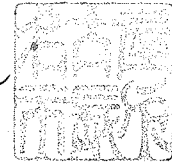
行政文書一部公開決定通知書

29 観ナ第 93 号
平成 30 年 1 月 12 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年11月29日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

<p>行政文書の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①名古屋城天守閣整備検討会議 (第2回) 会議記録 ②平成29年5月8日開催の「名古屋城天守閣整備検討会議」(第2回) 配布資料 (Web掲載以外) ③名古屋城天守閣整備検討会議 広報・広聴、機運醸成部会 (第1回) ④名古屋城天守閣整備検討会議 広報・広聴、機運醸成部会 (第2回) ⑤「名古屋城天守閣整備検討会議」広報・広聴、機運醸成部会 議事録 ⑥「名古屋城天守閣整備検討会議」 広報・公聴、機運醸成部会WG 議事録・内容がわかるもの、配布資料 ⑦「名古屋城天守閣整備検討会議」 天守閣整備部会 議事録・内容がわかるもの、配布資料 ⑧名古屋城天守閣整備検討会議 天守閣整備部会 ワーキング (平成28年5月19日分) ⑨名古屋城天守閣整備検討会議 天守閣整備部会 ワーキング (平成29年3月23日分) ⑩名古屋城天守閣整備検討会議 天守閣整備部会 ワーキング (平成29年5月2日分) ⑪「名古屋城天守閣整備検討会議」 おもてなし部会 議事録・内容がわかるもの、配布資料 ⑫「名古屋城天守閣整備検討会議」 おもてなし部会WG 議事録・内容がわかるもの、配布資料
----------------	---

<p>行政文書の公開の日時及び場所</p>	<p>日 時</p>	<p>平成30年1月12日 午前 午後 2時</p>
-----------------------	------------	----------------------------

	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付 3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	<p>公開請求に係る行政文書のうち、一部を非公開とする理由は以下のとおりです。</p> <p>②に係る配布資料はWeb掲載以外のものは作成しておらず、不存在のため、非公開とします。</p> <p>⑤は作成しておらず、不存在のため、非公開とします。</p> <p>⑧～⑩については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当し、当該行政文書に記載された内容については、当該ワーキンググループ（WG）における名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書の検討に関する情報であって、公にすることにより、今後率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから非公開とします。当該WGの議事録は作成しておらず、不存在のため、非公開とします。</p> <p>⑥、⑦、⑪及び⑫については、当該部会・WGの開催実績がなく、公開請求に係る行政文書を作成していないことから、不存在のため非公開とします。</p>	
備 考	<p><決定を行った所管課・公所></p> <p>観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室 TEL 052-972-2406</p>	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152（直通） FAX:052-972-4127